

基山町農業委員会会議録

平成29年8月1日委員会会長は、委員を基山町役場201会議室に招集し委員会議を開催する。

出席者 14名

欠席者 0名

番 委 員	委 員 氏 名	出 欠	番 委 員	委 員 氏 名	出 欠
1	大 村 廣	出席	8	大 久 保 敏 幸	出席
2	水 田 久 男	出席	9	簗 原 茂 行	出席
3	藤 田 俊 一	出席	10	茂 木 清 三 郎	出席
4	木 原 秀 樹	出席	11	坂 本 勇 一	出席
5	熊 本 富 雄	出席	園部	権 藤 嘉 徳	出席
6	井 上 忠 雄	出席	宮浦	吉 田 猛	出席
7	酒 井 敏 幸	出席	長野・小倉	舟 木 壽	出席

本会の書記 上田 智子

審 議 事 項

第18号議案	農地法第3条の規定による許可申請	1件
第19号議案	農業経営基盤強化促進法の規定による申出	3件
その他	農地法に基づく許可申請書提出に伴う隣接地の同意について	1件

審議開始 9時 00分
 審議終了 9時 40分

平成29年8月農業委員会議事録

会 長 あいさつ

議 長

只今から、平成29年第8回定例農業委員会を開催します。本日の会議録署名人は、1番委員と2番委員にお願いします。

早速ですが、審議に入ります。第18号議案農地法第3条の規定による申請があったので、許可を求めます。第18号議案1番を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局

第18号議案1番朗読

この件につきましては、自作地を相互に交換することによって隣接する土地の不整形を解消するため、所有権移転を申請されるものです。移転後も畑として利用されます。

農地法第3条第2項第1号関係について、譲受人の農業機械の所有状況は問題なく、農作業従事者数等の状況についても問題はないことから、すべてを効率的に利用し耕作を行う要件を満たすと考えます。

次に、農地法第3条第2項第4号関係については、譲受人が年間を通して農作業に従事しており、要件を満たしております。

また、農地法第3条第2項第5号関係について、今回の申請農地を含め、耕作する農地の合計面積が24,279㎡となり、下限面積である3反要件も満たしております。

最後に、農地法第3条第2項第7号関係については、譲受人の農地は畑として利用し、周辺農地の農業上の利用には影響を及ぼさず耕作する予定ですので、農作業の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はありません。

場所は、1区三ヶ敷東集落の中の農地です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、第18号議案1番について何かご意見はありませんか。

12番委員

譲渡理由が、自作地の相互交換になっているが、もう一方から別に申請が出てくることになるのか。

事務局

譲受人と譲渡人で土地の整形をするための交換となっております。今回の譲請人になっている方の土地は、宅地となっておりますので農業委員会には挙がりません。

議 長

地元委員として2番委員は、何か意見がありますか。

2番委員

特にありません。

議 長

他に意見はありませんか。ないようでしたら、第18号議案1番については許可したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第18号議案1番は、全員一致で許可します。

次に、第19号議案農業経営基盤強化促進法の規定による申請があったので、計画の決定を求めます。事務局から説明をお願いします。

事務局

第19号議案1番朗読

1番は、貸し手の高齢化による賃借権の設定で、賃借料は全筆で30kgです。期間は5年で、田として利用されます。

場所は、2区グリーンパーク付近の圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、ご意見はありませんか。

議 長

3番委員は、地元委員として何か意見はありますか。

3番委員

特にありません。

議 長

他に意見はありませんか。なければ、第19号議案1番は計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第19号議案1番は、全員一致で決定します。

次に、第19号議案2番について、事務局から説明をお願いします。

事務局

第19号議案2番朗読

1番は、貸し手の高齢化による賃借権の設定で、賃借料は1筆で60kgです。期間は3年で、田として利用されます。

場所は、2区東部水道企業団浄水場付近の圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

1番委員

借り手は、他にも作っており問題はないと思われれます。

議 長

他に意見はありませんか。なければ、第19号議案2番は計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第19号議案2番は、全員一致で決定します。

次に、第19号議案3番について、事務局から説明をお願いします。

事務局

第19号議案3番朗読

3番は、高齢で病気がちのため使用賃借権を設定するものです。期間は3年

で、畑として利用されます。

場所は、6区キャンプ場入口付近の圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何かご意見はありませんか。

7番委員

以前、けやき台の方から貸してほしいと相談があったが、話がまとまらなかった経緯があります。今回、貸し手が入院をされたこともあり、今回の借り手が作ろうという話になりました。

議 長

他に意見はありませんか。なければ、第19号議案3番は計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第19号議案3番は、全員一致で決定します。

次に、その他農地法に基づく許可申請書提出に伴う隣接地の同意について、事務局から説明をお願いします。

事務局

その他説明

これにつきましては、先日窓口にて相談があった案件です。

現在、農地法4条及び5条に基づく農地転用申請の際、申請書類として隣接農地の承諾書をお願いしております。今回、「承諾を取るのが難しいようだ」とお話があり、その書類について調べましたところ、法定の書類ではないということではありますが、今までいただいていたことにより農業委員会での報告等については滞りなく進んできておりました。

今回の相談に関しては、幸い中に立ってくださる方がいるようで書類を提出いただける方向のようですが、今後このような場合、どのような対応をしようかと考え、本日審議をお願いいたします。

なお、事務局の例といたしましては、農業委員会日常業務のQ&A、No.16にあります。隣接農地所有者の方に転用の説明は通常通りしていただき、その説明した方のお名前ですべて説明した、という「経過書」を提出していただく、

ということで対応してはどうかと考えております。

「経過書」を申請時に添付していただくことで、隣接者には説明をされているものと判断しその書類を受理しても良いかというところです。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何かご意見はありませんか。

8 番委員

市街化調整区域については、農地の排水問題や日照問題など出てきますので、市街化区域と市街化調整区域は、切り離して考えたほうが良いと思います。

事務局

今の段階では切り離して考えたいと思います。市街化調整区域では、「経過書」の添付でも対応するとし、市街化調整区域では同意書の添付をお願いしたいと考えています。

8 番委員

市街化区域は、宅地化を促進する地域なので、国の指針で同意をとらなくても良いとされているのなら、同意を取るとかえっておかしいと思います。

同意書ではなく問題が起きないような書類があれば、事足りると思います。

6 番委員

今までは区長と農業委員、水利権者の承諾をとっていたが、それもいらなくなりますか。

事務局

それは、今まで通りお願いしたいと思います。

1 番委員

つまり、隣接者の同意をとらなくても良いという事ではなく、同意書を取れなかった場合は、その経過書の添付をお願いするという事ですか。

議 長

原則としては、隣接農地所有者の承諾書を貰うことをお願いする。出来ない場合は、その経過書を提出してもらい審議する。

という事で、農業委員会の意見の一致としたいと思えますいかがでしょうか。

全員異議なし

議 長

他に意見はありませんか。ないようでしたら、その他については事務局案で進めてもらうようにします。ご審議ありがとうございました。では、その他を終わります。

これで本日の議案等は終わりましたが、全体をとおして何かありませんか。

これで本日すべての審議が終了しましたので、これをもちまして、本日の農業委員会を閉会します。

平成29年8月1日

署名人

議 長

委 員

委 員